

各消費生活協同組合
代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部長 吉村 幸子
(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。

記

送付資料

- (1) 令和元年 7 月 2 日付社援協発 0702 第 1 号 (写)
- (2) 官報 (写)

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当
電話: 03 (5388) 3060
FAX : 03 (5388) 1332
E-mail: S0000580(at)section.metro.tokyo.jp